

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

【補足関係例規】

令和7年 10 月

目 次

<関係例規>

① ～ ⑦ 省略

⑧ 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例	1
⑨ 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則	5
⑩ 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例	6
⑪ 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例施行規則	8
⑫ 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	10
⑬ 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する 規則で定める事務及び情報を定める規則	25
⑭ 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する 教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則	47
⑮ 杉並区情報公開条例	48
⑯ 杉並区情報公開条例施行規則	53
⑰ 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例	56

※ ①～⑦の関係例規については、令和7年6月25日付け7杉並第18148号にてお送りした資料1「杉並区情報公開・個人情報保護審議会【制度概要・主要関係例規】」をご覧ください。

改正

平成16年 3 月 19 日 条例第20号
平成17年 6 月 20 日 条例第23号
平成18年10月18日 条例第36号
平成20年 3 月 14 日 条例第19号
平成24年 6 月 26 日 条例第31号
平成27年10月16日 条例第31号
令和元年10月15日 条例第15号
令和 4 年12月 6 日 条例第31号
令和 5 年 3 月 15 日 条例第 6 号
令和 6 年 3 月 18 日 条例第13号
令和 7 年 3 月 19 日 条例第19号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票及び戸籍の附票に記載されている事項（以下「住民票等記載事項」という。）の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(区長の責務)

第 3 条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、住民票等記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(電気通信回線による他の市町村長への通知)

第 3 条の 2 法第 9 条第 3 項、第12条の 4 第 5 項、第19条第 4 項及び第24条の 2 第 7 項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 9 条第 1 項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨
- (2) 法第 9 条第 2 項に規定する住民票の記載等をすべき事項
- (3) 法第12条の 4 第 2 項及び第 3 項に規定する政令で定める事項
- (4) 法第19条第 1 項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項
- (5) 法第19条第 2 項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨
- (6) 法第19条第 3 項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項
- (7) 法第24条の 2 第 3 項に規定する政令で定める事項
- (8) 法第24条の 2 第 5 項に規定する最初の転入届等を受けた旨

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第 4 条 法第30条の 6 第 2 項及び第30条の41第 2 項並びに令第13条第 4 項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。）及び氏名の振り仮名
- (2) 旧氏等記載者にあっては、住民票に記載されている旧氏及び旧氏の振り仮名
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所
- (6) 個人番号

- (7) 住民票コード
- (8) 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの
- (9) 法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報
- (10) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨
(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った第3条の2各号及び前条各号に掲げる事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票等記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。
(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票等記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者(以下この条において「国等」という。)に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、広く区民の意見を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに公表するものとする。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)

第7条 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の写しの交付(次項において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」という。)の請求又は申出を認めるべきか否かを判断するときは、基本的人権の尊重の観点に立って行わなければならない。

- 2 区長は、本人からの申出があり、かつ、当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について、必要な措置を講ずることができる。
(不適正取得の禁止等)

第8条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票等記載事項を取得し、若しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票等記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

- 2 区長は、前項の規定に違反する行為(法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。)をしたと認める者に対し、当該住民票等記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(関係人に対する調査等)

第9条 区長は、前条第2項及び法第11条の2第8項から第10項までの規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。

- 2 区長は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に関係人に対し質問をさせ、又は文書その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 3 前項の規定により質問をし、又は文書その他の物件の提出を求める職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第8条第2項の規定による命令を受け、当該命令に従わないとき。

(2) 第9条第2項の規定による質問に対し、回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき、又は文書その他の物件の提出を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは虚偽の文書を提出したとき。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年規則第64号で第1条から第3条まで、第6条、第10条及び附則第2項の規定は、平成14年7月5日から施行)

(平成14年規則第72号で第4条、第5条(第2項第1号から第6号までを除く。)、第7条から第9条まで及び第11条の規定は、平成14年8月5日から施行)

(平成20年規則第105号で第5条第2項第1号から第6号までの規定は、平成21年1月4日から施行)

2 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例(昭和61年杉並区条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成16年3月19日条例第20号)

改正

平成20年3月14日条例第19号

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第106号で平成21年1月4日から施行)

附 則(平成17年6月20日条例第23号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年10月18日条例第36号)

1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成18年法律第74号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年3月14日条例第19号)

1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成19年法律第75号)の施行の日から施行する。

2 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(平成16年杉並区条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成24年6月26日条例第31号抄)

1 この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

6 外国人住民については、平成25年7月7日までは、第3条の規定による改正後の杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第3条の2から第5条まで(第3条の2第1号並びに第5条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、適用しない。

附 則(平成27年10月16日条例第31号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住民基本台帳カードに係る杉並区情報公開・個人情報保護審議会への報告及び区民への公表については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月15日条例第15号）

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和4年12月6日条例第31号）

この条例は、令和5年2月6日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第6号抄）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第13号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和7年3月19日条例第19号）

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間における改正後の第4条第2号の規定の適用については、同号中「旧氏の振り仮名」とあるのは、「旧氏の振り仮名（旧氏記載者にあつては、住民票に記載されている旧氏）」とする。

○杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則

平成14年8月1日規則第73号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例第5条第3項の規定による公表は、区広報紙への掲載等の方法により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第9条第3項の証明書は、第1号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

改正

令和5年3月15日条例第6号

杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び利用に関し、基本原則及び必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置（犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。）で、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は利用するものは、区民等がその容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱い（以下「防犯カメラの設置等」という。）に関し、適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置利用基準の届出)

第4条 次に掲げるものが、道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しようとする場合には、規則で定めるところにより、防犯対象区域その他の防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 杉並区
 - (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく振興組合及び振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく商店街協同組合
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体
 - (4) その他規則で定めるもの
- (防犯カメラ取扱者の義務等)

第5条 前条の規定による届出の義務のあるもの（以下「届出義務者」という。）で防犯カメラを設置しようとするものは、その取り扱う防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。

- 2 届出義務者で防犯カメラを設置したものは、規則で定めるところにより、防犯対象区域ごとに、その見やすい場所に、防犯カメラ管理責任者の氏名、防犯カメラを設置している旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。

第6条 届出義務者で防犯カメラを設置したものと及び防犯カメラ管理責任者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）は、画像（当該防犯カメラにより記録されたものに限る。以下同じ。）から知り得た区民等の情報を他に漏らしてはならない。防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。

- 2 防犯カメラ取扱者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。）は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
- (2) 法令に定めがある場合
- (3) 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めら

れる場合

- 3 防犯カメラ取扱者は、画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。
- 4 防犯カメラ取扱者は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 防犯カメラ取扱者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。
- 6 防犯カメラ取扱者は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第7条 区長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、その取り扱う防犯カメラの設置等について報告を求めることができる。

- 2 区長は、前項の報告により、第4条、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該防犯カメラ取扱者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(苦情の申立て)

第8条 区民等は、防犯カメラの設置等について、区長に対し、苦情を申し立てることができる。

- 2 区長は、前項の規定により苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。
- 3 区長は、第1項の苦情の処理について個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第9条 区長は、第7条第2項の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、勧告を行ういとまがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、勧告を行わないでその旨を公表することができる。

- 2 区長は、毎年1回以上、第4条の規定による届出の状況、前条第1項の苦情の処理状況その他規則で定める事項を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しているもので、第4条各号のいずれかに該当するものは、施行日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより、当該防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同条の規定によりされた届出とみなす。
- 3 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月15日条例第6号抄）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成19年9月21日規則第104号

平成30年7月31日規則第63号

杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例(平成16年杉並区条例第17号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(多数の者が来集する場所)

第3条 条例第4条前段の規則で定める多数の者が来集する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 鉄道の駅のコンコース(自由通路の部分に限る。)
 - (2) 一の建物(一の建物として大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)で定めるものを含む。)であって、その建物内の小売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が3,000平方メートルを超える施設
 - (3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設であって、入場者定員500人以上のもの
 - (4) 杉並区(以下「区」という。)が設置する施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設として廃止した後、当該公の施設の設置の目的を達成するために行った事業と同種の事業の用に供するため、貸与する施設を含む。)
 - (5) 区が行う学童クラブ事業及びグループ保育事業の実施場所
 - (6) 杉並区区有通路条例(平成13年杉並区条例第55号)第2条に規定する区有通路
 - (7) 子どもの遊戯又は地域住民のレクリエーションの場のうち別に定める場所
 - (8) 河川
 - (9) 杉並区公共溝渠条例(昭和28年杉並区条例第13号)第2条に規定する公共溝渠
- (防犯カメラ設置利用基準)

第4条 条例第4条前段の規定により届出義務者が防犯カメラの設置及び利用に関する基準に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的
 - (2) 防犯対象区域
 - (3) 防犯カメラ管理責任者その他の防犯カメラの管理に従事する者の指定
 - (4) 画像の保存方法及び保存期間
 - (5) 前号に掲げるもののほか、画像の安全管理措置
 - (6) 苦情処理の手続
- (防犯カメラ設置利用基準届等)

第5条 条例第4条前段の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の10日前までに、防犯カメラ設置利用基準届(第1号様式)により行わなければならない。

2 条例第4条後段の規定による届出は、変更の日の10日前までに、防犯カメラ設置利用基準変更届(第2号様式)により行わなければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第6条 届出義務者が防犯カメラについてその使用を廃止したときは、その者は、使用を廃止した日から10日以内に防犯カメラ廃止届(第3号様式)により区長に届け出なければならない。

(条例第4条第4号の規則で定めるもの)

第7条 条例第4条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 商店会
- (3) 犯罪の防止に関する自主的な活動を行う区民の団体

- (4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (5) 第3条第2号に規定する施設を設置している者及び当該施設において小売業及び飲食店業を行っている者又は当該施設を設置しようとする者及び当該設置しようとする施設において小売業及び飲食店業を行おうとする者
- (6) 興行場法第2条の2に規定する営業者
- (7) 区から事務又は事業の委託を受けた者及び指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
- (8) 第3条第4号括弧書に規定する施設において事業を経営する者
（表示）

第8条 条例第5条第2項の規定による表示は、防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域の主要な出入口その他の必要な箇所に、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

（条例第5条第2項の規則で定める事項）

第9条 条例第5条第2項の規則で定める事項とは、防犯カメラ管理責任者の住所及び連絡先とする。
（勧告）

第10条 条例第7条第2項の勧告は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。
（公表）

第11条 条例第9条第1項又は第2項の規定による公表は、杉並区広報への掲載その他の方法により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告の徴収の状況
- (2) 条例第7条第2項の規定による勧告の状況
（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規則で定める多数の者が来集する場所は、第3条各号に掲げる場所とする。
- 3 条例附則第2項の規定により定める防犯カメラの設置及び利用に関する基準並びにその届出については、第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

附 則（平成19年9月21日規則第104号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日規則第63号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第10条関係）

改正

平成28年 3 月16日条例第 3 号
平成28年 6 月16日条例第31号
平成28年12月 7 日条例第42号
令和元年12月 6 日条例第19号
令和 3 年10月15日条例第26号
令和 4 年10月19日条例第25号
令和 5 年 3 月15日条例第 9 号
令和 6 年 3 月18日条例第 2 号
令和 6 年10月16日条例第26号
令和 7 年 3 月19日条例第 1 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 区長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理する

ために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 施行日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日までの間における第1条及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

附 則（平成28年3月16日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月16日条例第31号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第42号）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第9号抄）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和6年10月16日条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和7年3月19日条例第1号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条の改正規定、同条例別表第1中16の項を削り、15の2の項を16の項とする改正規定、同条例別表第2の38の項及び39の2の項の改正規定並びに同表の39の2の2の項を削る改正規定を除く。）は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和7年規則第48号で令和7年6月16日から施行）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 区長	杉並区児童育成手当条例（昭和46年杉並区条例第19号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	杉並区心身障害者福祉手当条例（昭和47年杉並区条例第28号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 区長	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	杉並区難病患者福祉手当条例（昭和52年杉並区条例第10号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）による区立高齢者住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
8 区長	高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に関する事務であって規則で定めるもの
9 区長	ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの
10 区長	介護サービス利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 削除	
12 区長	身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 区長	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14 区長	知的障害者の位置情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの
14の2 区長	障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する共同生活援助を行う住居その他区長が別に定める住居をいう。以下同じ。）の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の3 区長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の4 区長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の5 区長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
15 区長	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの
16 区長	子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの
17 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 区長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 区長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 区長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 区長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 区長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報（以下「区児童育成手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの 杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報（以下「区心身障害者福祉手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「区心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉

		手当の支給に関する情報（以下「区難病患者福祉手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報（以下「心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報（以下「心身障害者タクシー運賃等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報（以下「心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「都心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報（以下「都難病患者等医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報（以下「都重度心身障害者手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報（以下「都精神通院医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 区長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年東京都規則第112号）による結核患者の医療費の助成に関する情報（以下「都結核患者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給

		付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 区長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 区長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
10 区長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 区長	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 区長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 区長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
15及び16 削除		
17 区長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18 区長	高齢者の医療の確保に関	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

	する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	の 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 区長	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務（以下「中国残留邦人等支援給付関係事務」という。）であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの 区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの 区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの 介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの 心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの 都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの 都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの 都精神通院医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		都結核患者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
20 区長	介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施及び保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 削除		
23 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 区長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24の2 区長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの 老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの 区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの 区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で

		定めるもの
		介護サービス利用者負担額の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都精神通院医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		都結核患者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
25 区長	杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
26 区長	杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
27 区長	杉並区心身障害者の医療	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

	費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	の
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
28 区長	杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
29 区長	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		の

		都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
30 区長	杉並区高齢者住宅条例による区立高齢者住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31 区長	杉並区保育料等に関する条例による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
32 区長	高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33 区長	ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
34 区長	介護サービス利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給及び地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
35 削除		
36 区長	身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成に関する事務であって規則で定	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	めるもの	
37 区長	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
38 区長	知的障害者の位置情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
38の2 区長	障害者グループホームの家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		区難病患者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの
		都重度心身障害者手当支給関係情報であって規則で定めるもの
38の3 区長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
38の4 区長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
38の5 区長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であつ	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で

	て規則で定めるもの	定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
39 区長	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
39の2 区長	子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
39の3 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
40 区長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
41 区長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定め	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	るもの	老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
42 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
43 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による療育の給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 区長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 区長	中国残留邦人等支援給付関係事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
3 区長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの

	もの		
--	----	--	--

○杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則

平成27年12月28日規則第107号

改正

平成28年3月31日規則第108号
平成28年7月1日規則第132号
平成28年12月28日規則第160号
平成29年7月26日規則第53号
令和元年12月6日規則第37号
令和3年3月17日規則第17号
令和4年10月19日規則第89号
令和5年3月31日規則第20号
令和6年3月29日規則第41号
令和6年10月16日規則第87号
令和7年3月31日規則第27号
令和7年6月13日規則第50号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）別表に規定する規則で定める事務及び情報を定めるものとする。

(別表第1の事務)

第2条 条例別表1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区児童育成手当条例（昭和46年杉並区条例第19号）第6条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区児童育成手当条例第8条第1項の手当額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区児童育成手当条例第9条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区児童育成手当条例第12条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 杉並区児童育成手当条例施行規則（昭和46年杉並区規則第23号）第13条の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区心身障害者福祉手当条例（昭和47年杉並区条例第28号）第5条第1項若しくは第2項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区心身障害者福祉手当条例第10条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和47年杉並区規則第39号）第8条第1項の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年杉並区条例第16号）第5条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- (3) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第7条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則第26号）第7条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区難病患者福祉手当条例（昭和52年杉並区条例第10号）第4条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区難病患者福祉手当条例第9条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和52年杉並区規則第11号）第12条第1項の現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第23号）第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第2項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年杉並区規則第1号）第16条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の2第1項の一部負担金減免相当額の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）第35条において準用する同条例第5条第2項の区立高齢者住宅の使用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みにに対する応答に関する事務
- (2) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第6条第1項第6号の単身者の使用者資格認定の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- (3) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第12条第1項又は第2項の区立高齢者住宅の使用料の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第16条の同居の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第1項の収入の認定に関する事務
- (6) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第5項の収入再認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）第6条第1項の区立保育所等延長保育料の額の決定又は変更に関する事務
- (2) 杉並区保育料等に関する条例施行規則（平成27年杉並区規則第44号）第8条第1項の保育料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、高齢者、ひとり親、障害者等に対

する居室の応急的な提供に係る申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援（以下「ひとり親家庭高卒認定試験支援」という。）の対象となる講座の指定の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) ひとり親家庭高卒認定試験支援に係る給付金の支給の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

第11条 条例別表第1の10の項に規定する規則で定める事務は、介護保険サービス利用者負担額の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第12条 削除

第13条 条例別表第1の12の項に規定する規則で定める事務は、身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第14条 条例別表第1の13の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者等に係る電話料金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第15条 条例別表第1の14の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の位置情報の提供の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第15条の2 条例別表第1の14の2の項に規定する規則で定める事務は、障害者グループホームの家賃の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第15条の3 条例別表第1の14の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第15条の4 条例別表第1の14の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第15条の5 条例別表第1の14の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 申請内容の変更若しくは受給資格の消滅の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第16条 条例別表第1の15の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園等の保育料等の補助（以下「私立幼稚園等保育料等補助」という。）の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 私立幼稚園等保育料等補助に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第16条の2 条例別表第1の16の項に規定する規則で定める事務は、子どもショートステイ事業の

実施に係る保護者負担額の決定に関する事務とする。

第16条の3 条例別表第1の17の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）第4条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条第2項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条第1項若しくは第2項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - (4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）第9条第1項の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- （別表第2の事務及び情報）

第17条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第1項の療育の給付の支給に関する事務とする。

2 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。

第18条 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める情報は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の教育・保育給付認定に関する情報とする。

3 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う保護の開始、同条第9項に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始、同条第2項に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）とする。

第19条 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

2 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項の規定により読み替えて適用される同法第4条第1項第2号に規定する都民税（同号に規定する道府県民税を含み、個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）又は特別区民税（同法第1条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第2項第1号に掲げる特別区民税（同号に規定する市町村民税を含み、個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報とする。

第20条 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第21条 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める事務は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める保険料の徴収に関する情報は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項の保険料の徴収に関する情報とする。

3 条例別表第2の5の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第22条 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
 - (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
 - (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
 - (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
 - (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。
 - 3 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
 - 4 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
 - 5 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の措置に関する情報とする。
 - 6 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
 - 7 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
 - 8 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
 - 9 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
 - 10 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。
 - 11 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。
 - 12 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。
 - 13 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
 - 14 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。
 - 15 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
 - 16 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報とする。
 - 17 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する

る情報とする。

18 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する情報とする。

19 条例別表第2の6の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年東京都規則第112号）による医療費の助成に関する情報とする。

第23条 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める保険料の徴収に関する情報は、国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報とする。

3 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この条、第35条及び第61条において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条、第35条及び第61条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等支援法（以下この条、第35条及び第61条において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。第35条及び第61条において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）とする。

4 条例別表第2の7の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第24条 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

（1） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務

（2） 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

（3） 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

（4） 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務

（5） 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

（6） 公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に関する事務

（7） 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務

2 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

3 条例別表第2の8の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報又は昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活

保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報とする。

第25条 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する事務
- (3) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の9の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

第26条 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める事務は、国民年金の保険料その他国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務とする。

2 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。

3 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第27条 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める事務は、知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める保険料の徴収に関する情報は、国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報とする。

3 条例別表第2の11の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第28条 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

3 条例別表第2の12の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第29条 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務
- (2) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務

2 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法

第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

4 条例別表第2の13の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第30条 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条、第31条の7又は第33条の便宜の供与に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の14の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。

第31条及び第32条 削除

第33条 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第2の17の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第34条 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

（1）高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第8条第1項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

（2）高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

6 条例別表第2の18の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第35条 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

（1）中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務

（2）中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

（3）中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務

（4）中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の

規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務

(5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務

(6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

- 2 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 8 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 9 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 10 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。
- 11 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。
- 12 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。
- 13 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
- 14 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。
- 15 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 16 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 17 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。
- 18 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する情報とする。
- 19 条例別表第2の19の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による医療費の助成に関する情報とする。

第36条 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務
 - (2) 介護保険法第115条の45第10項の利用料の請求に関する事務
 - (3) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務
- 2 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の20の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第37条 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

- 2 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の21の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第38条 削除

第39条 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (2) 障害者総合支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務
 - (3) 障害者総合支援法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (4) 障害者総合支援法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務
 - (5) 障害者総合支援法第77条の地域生活支援事業の利用の申請又は支給の申請等に係る事実についての審査に関する事務
 - (6) 障害者総合支援法第77条の地域生活支援事業の支給等の変更に関する事務
- 2 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
 - (2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する情報
- 3 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第40条 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定又は同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (2) 子ども・子育て支援法第22条又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務
 - (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務
- 2 条例別表第2の24の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第40条の2 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第

19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

(2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

2 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報は、児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報とする。

3 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。

4 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める知的障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報は、同法第15条の4の障害福祉サービスの提供又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報とする。

5 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。

6 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。

7 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。

8 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

9 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。

10 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める介護サービス利用者負担額の助成に関する情報は、介護保険サービス利用者負担額の助成に関する情報とする。

11 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報は、身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報とする。

12 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。

13 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。

14 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。

15 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

16 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。

17 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。

18 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都精神通院医療費助成関係情報は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する情報とする。

19 条例別表第2の24の2の項に規定する規則で定める都結核患者医療費助成関係情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による医療費の助成に関する情報とする。

第41条 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 杉並区児童育成手当条例第6条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 杉並区児童育成手当条例第8条第1項の手当額の改定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 杉並区児童育成手当条例第9条の未支払の手当の請求に係る事実についての審査に関する事務

(4) 杉並区児童育成手当条例第12条の届出に係る事実についての審査に関する事務

(5) 杉並区児童育成手当条例施行規則第13条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

4 条例別表第2の25の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。

第42条 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 杉並区心身障害者福祉手当条例第5条第1項又は第2項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 杉並区心身障害者福祉手当条例第10条の届出に係る事実についての審査に関する事務

(3) 杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則第8条第1項の未支払の手当の請求に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

6 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。

7 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、介護保険法第18条第1号の介護給付の支給に関する情報とする。

8 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。

9 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

10 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。

11 条例別表第2の26の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。

第43条 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (2) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例第7条の届出に係る事実についての審査に関する事務
 - (4) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第7条第1項の医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
 - 3 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
 - 4 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
 - 5 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
 - 6 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。
 - 7 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
 - 8 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
 - 9 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める医療費の助成に関する情報は、杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
 - 10 条例別表第2の27の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

第44条 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区難病患者福祉手当条例第4条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (2) 杉並区難病患者福祉手当条例第9条の届出に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 杉並区難病患者福祉手当条例施行規則第12条第1項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
 - 3 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
 - 4 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
 - 5 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
 - 6 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める特定医療費の支給に関する情報は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報とする。
 - 7 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
 - 8 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める区児童育成手当支給関係情報は、杉並区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報とする。

- 9 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 10 条例別表第2の28の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 第45条** 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (2) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第2項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務
 - (4) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の医療証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (5) 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の2第1項の一部負担金減免相当額の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める国民健康保険関係情報は、次のとおりとする。
- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
 - (2) 国民健康保険法第76条の保険料の賦課に関する情報
- 5 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める年金である給付の支給に関する情報は、国民年金法による給付の支給に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 7 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。
- 8 条例別表第2の29の項に規定する規則で定める都心身障害者医療費助成関係情報は、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。
- 第46条** 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第5条第2項の区立高齢者住宅の使用の申込みに係る事実についての審査に関する事務
 - (2) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第6条第1項第6号の単身者の使用者資格認定の申出に係る事実についての審査に関する事務
 - (3) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第12条第1項又は第2項の区立高齢者住宅の使用料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (4) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第16条の同居の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務
 - (5) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第1項の収入の認定に関する事務
 - (6) 杉並区高齢者住宅条例第35条において準用する同条例第23条第5項の収入再認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報と

する。

- 5 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 7 条例別表第2の30の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第46条の2 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例第6条第1項の区立保育所等延長保育料の額の決定又は変更に関する事務
- (2) 杉並区保育料等に関する条例施行規則第8条第1項の保育料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 2 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 6 条例別表第2の31の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第47条 削除

第48条 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に係る申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 高齢者、ひとり親、障害者等に対する居室の応急的な提供に係る費用の減額若しくは免除又は徴収猶予の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 5 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 7 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第49条 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭高卒認定試験支援の対象となる講座の指定の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) ひとり親家庭高卒認定試験支援に係る給付金の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める児童扶養手当の支給に関する情報は、児童扶養

手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第50条 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める事務は、介護保険サービス利用者負担額の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

4 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

5 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付に関する情報とする。

6 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める地域支援事業の実施に関する情報は、介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する情報とする。

7 条例別表第2の34の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第51条 削除

第52条 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める事務は、身体障害者用の三輪自転車の購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の36の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

第53条 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者等に係る電話料金の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

4 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

5 条例別表第2の37の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第54条 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者の位置情報の提供の申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

4 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。

5 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。

6 条例別表第2の38の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第54条の2 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める事務は、障害者グループホームの家賃の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税

に関する情報とする。

- 3 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める区心身障害者福祉手当支給関係情報は、杉並区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める区難病患者福祉手当支給関係情報は、杉並区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める都難病患者等医療費等助成関係情報は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の38の2の項に規定する規則で定める都重度心身障害者手当支給関係情報は、東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報とする。

第54条の3 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める心身障害者タクシー運賃等助成関係情報は、心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の38の3の項に規定する規則で定める心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報は、心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報とする。

第54条の4 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の38の4の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。

第54条の5 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 申請内容の変更又は受給資格の消滅の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

5 条例別表第2の38の5の項に規定する規則で定める心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報は、心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報とする。

第55条 条例別表第2の39の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園等保育料等補助の申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 保護者の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 園児の退園又は転出等の異動の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の39の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

第55条の2 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める事務は、子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務とする。

2 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

4 条例別表第2の39の2の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第55条の3 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条第2項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条第1項又は第2項の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項の受給者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。

3 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める精神障害者保健福祉手帳関係情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とする。

4 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。

6 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。

7 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。

8 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。

9 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。

10 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

11 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める区心身障害者医療費助成関係情報は、杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報とする。

12 条例別表第2の39の3の項に規定する規則で定める杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報は、同条例による医療費の助成に関する情報とする。

第56条 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第5条の医療費等の助成の申請（同条第4号に規定する小児精神病患者（以下「小児精神病患者」という。）に係る申請を除く。）の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第10条第1項の医療費等の助成の更新の申請（小児精神病患者に係る申請を除く。）の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第11条第1項の医療券の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第12条の2第1項の認定内容の変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第13条の変更の届出（小児精神病患者に係る届出を除く。）の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 6 条例別表第2の40の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第57条 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 東京都重度心身障害者手当条例第4条の受給資格の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 東京都重度心身障害者手当条例第9条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 東京都重度心身障害者手当条例第10条の状況調査を行う場合における東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号）の届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める身体障害者手帳関係情報は、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める福祉の措置に関する情報は、老人福祉法第11条の措置に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める自立支援給付の支給に関する情報は、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の41の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第58条 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第15条第1項の精神通院医療費の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第18条の自立支援医療（精神通院）受給者証等の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第19条第1項の自

立支援医療（精神通院）受給者証の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

- 2 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 3 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 4 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 6 条例別表第2の42の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

第59条 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第20条の医療費の助成の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第25条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 2 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める療育の給付の支給に関する情報は、児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報とする。
- 3 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める生活保護関係情報は、生活保護実施関係情報とする。
- 4 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める地方税関係情報は、都民税又は特別区民税に関する情報とする。
- 5 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める保険給付の支給に関する情報は、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報とする。
- 6 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める後期高齢者医療給付の支給に関する情報は、高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報とする。
- 7 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める中国残留邦人等支援給付関係情報は、中国残留邦人等支援給付実施関係情報とする。
- 8 条例別表第2の43の項に規定する規則で定める外国人生活保護関係情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

(別表第3の事務及び情報)

第60条 条例別表第3の1の項に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第61条 条例別表第3の2の項に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務
- (2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の

規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

- (3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務
- (4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務
- (5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務
- (6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第62条 条例別表第3の3の項に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第108号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第132号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第160号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月26日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月19日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 20 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 41 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 16 日規則第 87 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 27 号）
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 13 日規則第 50 号）
この規則は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。

○杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則

平成28年1月13日教委規則第1号

改正

平成28年4月13日教育委員会規則第28号

平成28年6月22日教育委員会規則第30号

令和7年6月25日教育委員会規則第32号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定めるものとする。

(別表第3の事務及び情報)

第2条 条例別表第3の1の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。

第3条 条例別表第3の2の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

第4条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月13日教委規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月22日教委規則第30号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日教委規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

改正

平成13年 3 月 7 日条例第11号

平成17年 3 月18日条例第 5 号

平成19年 6 月29日条例第28号

平成27年 3 月13日条例第 2 号

平成28年 3 月16日条例第10号

杉並区情報公開条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 情報の公開（第 5 条—第13条）

第 3 章 救済の手續（第13条の 2—第16条）

第 4 章 情報公開の総合的な推進（第17条・第18条）

第 5 章 雑則（第19条—第24条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、情報の公開を求める区民の権利と、区が区政に関し区民に説明する責務とを明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民の知る権利を保障し、もつて区民の区政への参加を推進し、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

（2） 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理しているものをいう。

（3） 情報の公開 実施機関が、この条例の規定に基づき、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しの交付等を行うことをいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、当該情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第 2 章 情報の公開

（請求権者）

第 5 条 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

（情報の原則公開）

第 6 条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

（1） 法令の規定により公開することができないとされている情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお

個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であつて、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが特に公益上必要と認められるもの

（4） 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

（5） 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

2 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により公開しないこととされた情報が同項各号のいずれにも該当しなくなつた後に、新たに当該情報の公開の請求があつた場合には、当該請求に応じなければならない。

（情報の部分公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条第1項各号の規定により公開しないこととする情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている場合において、当該非公開情報の記録部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないこととする情報の記録部分を除いて公開しなければならない。

2 公開の請求に係る情報に前条第1項第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（存否に関する情報）

第8条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

（請求の方法）

第9条 第5条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするときは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

（1） 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつ

ては代表者の氏名

(2) 情報を特定するために必要な事項

(3) 情報の公開の請求の区分

- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

- 3 前2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 4 公開請求に係る情報の一部を公開するとき又は全部を公開しないとき若しくは当該公開請求に係る情報を管理していないときは、公開決定等にその理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。

- 5 実施機関は、やむを得ない理由により、第3項の期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第11条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

（第三者保護に関する手続）

第12条 実施機関は、公開請求に係る情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第14条及び第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の方法）

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公開決定に係る情報の公開をしなければならない。

- 2 情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 3 前項の視聴又は閲覧の方法による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障

を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由のあるときは、当該情報の写しにより公開することができる。

第3章 救済の手続

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条の2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第14条 この条例の規定による処分についての審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該審査請求について裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

(諮問をした旨の通知)

第15条 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報の公表及び提供)

第17条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

(出資法人等及び公の施設の指定管理者の情報公開)

第18条 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。

第5章 雑則

(手数料等)

第19条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく情報の写しの交付等に要する費用は、請求者の負担とする。

(他法令との調整等)

第20条 他の法令で定める手続により実施機関に対して情報の閲覧、写しの交付その他これらに類

する請求ができる場合には、その定めるところによる。

- 2 この条例は、実施機関が管理する施設において区民の利用に供することを目的とする図書、図画等については、適用しない。

(情報の管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第23条 区長は、毎年1回以上、この条例の規定による情報の公開の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 この条例は、昭和62年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、同年3月31日以前に作成し、又は取得した情報については、整理の完了したものから適用する。

附 則 (平成13年3月7日条例第11号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第15条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第28号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年3月13日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日条例第10号抄)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の杉並区情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分(新情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。)についての行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。)の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第2条の規定による改正前の杉並区情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定による処分(旧情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。)についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。)の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

改正

平成12年 3 月 16 日規則第11号
平成13年 9 月 28 日規則第116号
平成15年 3 月 18 日規則第11号
平成17年 3 月 28 日規則第 7 号
平成18年 3 月 31 日規則第59号
平成23年 3 月 25 日規則第11号
平成24年 3 月 30 日規則第26号
平成25年 3 月 29 日規則第36号
平成27年 3 月 31 日規則第30号
平成28年 2 月 16 日規則第 8 号
平成30年 3 月 30 日規則第24号
令和 3 年 4 月 1 日規則第47号

杉並区情報公開条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報公開請求書)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する請求書は、情報公開請求書（第 1 号様式）とする。

(可否決定通知書等)

第 4 条 条例第10条第 1 項及び第 2 項に規定する通知は、可否決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

2 条例第10条第 5 項に規定する通知は、決定期間延長通知書（第 3 号様式）によるものとする。

3 条例第11条に規定する通知は、決定期間特例延長通知書（第 4 号様式）によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第 5 条 条例第12条第 1 項に規定する規則で定める事項は、当該情報を管理することとなつた年月日、区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報の内容その他必要な事項とする。

2 実施機関は、条例第12条第 1 項の規定により、第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第 5 号様式）により通知する。

3 実施機関は、条例第12条第 2 項の規定により第三者から反対意見書が提出された場合において、公開決定をしたときは、直ちに公開決定に係る通知書（第 6 号様式）により当該第三者に通知するものとする。

(公開の方式)

第 6 条 条例第13条第 1 項に規定する情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第13条第 2 項の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープに記録された電磁的記録を除く。以下次項において同じ。）を公開する規則で定める方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

3 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を処理装置若しくは専用機器により再生したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製したものの交付により公開を行うことができる。

4 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、視聴により行う。

(出資法人等)

第 7 条 条例第18条第 1 項に規定する出資法人等は、別表第 1 のとおりとする。

(写しの交付等に係る費用)

第8条 条例第19条第2項に規定する写しの交付等に要する費用は、別表第2のとおりとする。

(運用状況の公表)

第9条 条例第23条に規定する運用状況の公表は、区の広報紙等により行うものとする。

2 前項に規定する公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 情報の公開の請求の状況
- (2) 前号に規定する請求に対する可否の決定の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日規則第11号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区情報公開条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成13年9月28日規則第116号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第59号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第26号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第30号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

一般財団法人杉並区交流協会
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
公益社団法人杉並区シルバー人材センター
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
公益社団法人杉並区成年後見センター

別表第2 (第8条関係)

公開の方法	記録媒体の種別	金額
写しの交付等	文書、図画及び写真	単色刷りA3判以下のもの 1枚につき10円
	フィルム	単色刷りA3判を超えA2判以下のもの及び多色刷りA3判以下のもの 1枚につき50円

	光ディスク	1 枚につき400円
--	-------	------------

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 請求者の用紙及び電磁的記録媒体の持参は認めないものとする。

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第5条関係）

改正

平成13年 3 月 7 日条例第11号
平成15年12月 8 日条例第40号
平成17年 3 月18日条例第 6 号
平成28年 3 月16日条例第10号
平成28年 3 月16日条例第11号
令和 5 年 3 月15日条例第 6 号
令和 7 年 3 月19日条例第20号

杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置等)

第 1 条 次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問

2 前項第2号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第7条から第10条の2まで（第10条第5項及び第6項を除く。）の規定は、適用しない。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (2) 決定等 杉並区情報公開条例第10条第3項に規定する公開決定等をいう。
- (3) 情報 杉並区情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員3人をもつて組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 審査会は、会長が招集する。

(定足数)

第 6 条 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(調査権限)

第 7 条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と

認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により意見を述べる審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

5 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

6 前2項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とする。

(答申書の送付等)

第10条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員以外の者の費用弁償等)

第12条の2 第7条第4項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対しては、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の規定の例により、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月7日条例第11号抄）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月8日条例第40号抄）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第6号抄）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号抄）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

4 第4条の規定による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分及び新個人情報保護条例の規定による処分についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた旧情報公開条例の規定による処分及び旧個人情報保護条例の規定による処分についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月16日条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第6号抄）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1）～（3） （略）

4 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（令和7年3月19日条例第20号抄）

（罰則の適用等に関する経過措置）

第12条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する条例その他の規程の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則等への委任）

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則（令和7年3月19日条例第20号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。